

# 土浦市土に親しむ農園事業実施要領

改正 昭和58年3月31日  
改正 昭和59年3月31日  
改正 平成5年3月31日  
改正 平成7年3月31日  
改正 平成8年3月31日  
改正 平成12年3月31日  
改正 平成21年10月30日  
改正 平成25年2月18日  
改正 令和4年3月31日  
改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、農業者以外の人々を対象に土に親しむ機会を与え、野菜作り等の農作業体験を通じて農業に対する理解を深めるため、土浦市土親しむ農園（以下「農園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(農園の名称等)

第2条 農園の名称、位置及び区画数は次のとおりとする。

名 称	位 置	区 画 数
高 津農園	土浦市上高津新町1189番地の1 外	74(1区画20㎡)
摩利山農園	土浦市摩利山新田字宮の前388番地 外	37(1区画20㎡)
虫 掛農園	土浦市虫掛204番地 外	16(1区画20㎡)

(農園の管理運営)

第3条 農園の施設については、市が準備し、農園の栽培管理については、県南農林事務所経営・普及部門、農業協同組合、及び農園所有者が指導する。

2 農園の管理運営をするため、関係機関の職員及び農園所有者からなる土浦市市民農園運営協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

3 協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(入園の期間)

第4条 入園の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(入園の内容)

第5条 農園は、野菜等農作物の栽培のために利用することとし、他の用途に使用してはならない。

(入園者の資格)

第6条 入園しようとする者は、次の各号に掲げる条件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、農業者でないこと。
- (2) 現に世帯を形成し、生計を営んでいること。

(入園の申込み)

第7条 入園しようとする者は、あらかじめ定められた期間内に、協議会に対して入園申込書により入園の申込みをしなければならない。

(入園者の継続利用)

第8条 入園している者が次年度の継続利用を希望する場合は、他者に優先して継続利用することができる。継続利用の申込みについては、前条の規定による。

(入園者の決定)

第9条 入園者の決定は、第6条の入園の申込みをした者に対して、決定通知書もしくは入園料領収書の交付を以って決定とする。

(入園料)

第10条 1区画の入園料の年額は、次のとおりとする。

農園の名称	年 額
高 津農園	5, 5 0 0 円
摩利山農園	5, 5 0 0 円
虫 掛農園	5, 5 0 0 円

2 入園料は、別に定める期日までに協議会長へ納入するものとし、納入した入園料は、返還しないものとする。

(退園の届出)

第11条 退園は、退園届により退園する。退園する際は、当該区画を原状回復して協議会に返還しなければならない。原状回復がなされていない場合は、協議会は原状回復に掛かった費用を退園者に請求できる。前条第2項の規定により、中途でも入園料の返還はしない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要領は、昭和57年2月19日から施行する。

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年10月30日から施行する。

この要領は、平成25年2月18日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。